



28盛道菅第 505号

平成28年 6月15日

一般社団法人岩手県産業廃棄物協会
会 長 門 脇 生 男 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明



盛岡市道路除排雪業務委託に従事する事業者の募集について（依頼）

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

日ごろ盛岡市の市政推進につきまして格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、盛岡市では、平成28年度の盛岡市除排雪計画の策定に向け準備を進めており、平成28年12月1日から平成29年3月31日までの間、盛岡市道の除排雪業務を受託いただける事業者を募集しております。

つきましては、貴協会の会員の皆様へ情報を提供していただき、応募について御協力を賜りますようお願いいたします。

なお、除排雪業務の委託契約に関する契約概要は別添のとおりです。

担当：

盛岡市内丸12番2号

盛岡市建設部道路管理課

雪対策室 大坪康宏

TEL：019-651-4111（内線 2780）

E-Mail：dourokanri@city.morioka.iwate.jp

受付

28.6.17

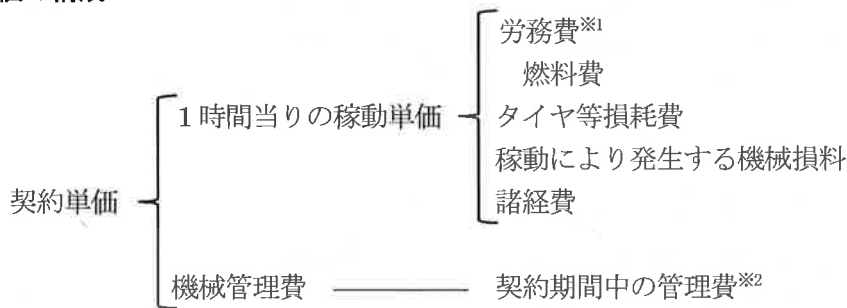
社団法人岩手県産業
廃棄物協会

盛岡市道路除排雪業務委託に係る契約概要

1 契約の特徴

- ・ 随意契約による単価契約
- ・ 契約期間は12月3日から翌年3月31日まで
- ・ 契約単価は実働に応じた「稼働単価」、及び実働に左右されない「機械管理費」で構成
- ・ 請負業者が使用を予定する機種に応じた単価を設定
- ・ 各月末日までの稼働実績により4回に分けて支払い（翌月の中頃）
- ・ 月ごとの委託料は、使用機種ごとに「1時間あたりの稼働単価×稼働時間+機械管理費」を積上げた額

2 単価の構成



※1 人力除雪、凍結防止剤散布等の補助作業、交通誘導員等の労務費は別途積上げによる。（参考の計算例参照）

※2 契約期間中の管理費

(1) 使用車両（機械）が自社所有の場合

車両に要する{(定期整備費) + (年間管理費)}の4カ月分を月割り

なお、定期整備費は、車検、特定自主点検等であり、年間管理費は、保険料、税金、格納費用等である。

(2) 使用車両がレンタルの場合

契約期間中のレンタル料

ただし、

レンタル基準額<機械レンタル会社との契約額るとき、レンタル基準額が上限となり、

レンタル基準額>機械レンタル会社との契約額るとき、機械レンタル会社との契約額が上限となる。

注) リース会社との賃貸契約期間が4カ月を超え1年以上の長期の場合であって、定期整備が借主の負担により行われているものについては、「自社所有機」として取り扱う。

3 除排雪実施基準

基準は別紙のとおりであり、各除雪担当業者の自主判断*及び市（道路管理課）の指示により出動する。

市が委託業者に一斉の出動指示をする際には、事前に準備の指示を出す。ただし、状況によっては出動に至らない場合もある。参考までに、H27年度の一斉出動回数は4回、H26年度は12回、H25年度は7回であった。

※ 出動前に市に報告することを原則とする。

4 委託業務開始までのスケジュール

時期	事項	備考
9月上旬	新規参入意向最終確認	担当路線提示
9月中旬	委託業務説明会案内	昨年度委託業者及び新規参入予定者へ案内
	使用機械調書等の提出	郵送による
10月下旬	委託業務説明会	単価表, 契約書, その他提出書類配布
11月中旬	契約締結	市役所へ持参(郵送も可)
	道路使用許可等	請負業者が所轄警察署へ申請
12月1日	委託業務開始	

5 その他

除雪担当路線において、日陰等により頻繁に凍結する箇所がある場合、除雪後に凍結防止剤を散布する。散布に使用する凍結防止剤は市から配布する。なお、凍結防止剤の散布に要する時間については、別途労務費を請求できる。

6 参考

自社所有の車両を使用した場合の委託料(支払額)計算例

(1)～(6)の車両を使用し、月に30時間稼働した場合のその月分委託料

注) H27年度単価による計算例(消費税抜き額)

(1) 除雪グレーダ3.7m級

時間当たり単価	29,540円
機械管理費(月額)	139,800円
委託料	$29,540 \times 30 + 139,800 = 1,026,000$ 円

(2) 除雪ドーザ ホイール型7tバケット1.2m³

時間当たり単価	20,380円
機械管理費(月額)	59,300円
委託料	$20,380 \times 30 + 59,300 = 670,700$ 円

(3) 除雪ドーザ ホイール型7t (アングリングプラウ5～7t級使用)

時間当たり単価	21,610円
機械管理費(月額)	65,600円
委託料	$21,610 \times 30 + 65,600 = 713,900$ 円

(4) ミニホイールローダ0.4m³級バケット0.4m³

時間当たり単価	15,020円
機械管理費(月額)	32,100円
委託料	$15,020 \times 30 + 32,100 = 482,700$ 円

(5) ミニホイールローダ0.4m³級 (アングリングプラウ2～4t級使用)

時間当たり単価	16,280円
機械管理費(月額)	39,200円
委託料	$16,280 \times 30 + 39,200 = 527,600$ 円

(6) ハンドガイド式除雪機 (クローラ型ガソリンエンジン10～11PS級)

時間当たり単価	14,760円
機械管理費(月額)	0円
交通誘導員(昼間)	2,260円
委託料	$14,760 \times 30 + 2,260 \times 30 = 510,600$ 円

盛岡市道除雪実施方法等について（平成27年度）

1 除排雪路線の指定

盛岡市が除排雪しようとする路線(以下、「除排雪指定路線」という。)のうち車道については、市民生活の基盤路線である定期運行バス路線、スクールバス路線、患者輸送バス路線、その他主要幹線市道およびこれらを連結する地区幹線的路線などの種別ごとに次の区分によりあらかじめ盛岡市が指定する。

- (1) 第1種指定路線：バス運行路線のほか、主要幹線市道とする。
- (2) 第2種指定路線：地区幹線的路線とする。
- (3) 第3種指定路線：第1種指定路線及び第2種指定路線以外の道路とする。

歩道については、バス路線、通学路、公共施設周辺道路及び集客施設周辺道路など歩行者通行量が多い路線についてあらかじめ盛岡市が指定するものとする。

2 除排雪指定路線延長

区分	平成27年度
車道路線延長	1,493.0 k m
歩道路線延長	346.0 k m

3 除雪実施基準

除排雪指定路線の除雪は、次に該当する場合に実施する。

- (1) 降雪量が概ね10センチメートルを超えたとき。または、降雪量が5センチメートルを超え、さらに降雪が予想されるとき。
- (2) 強風などにより、路面に吹き溜まりが発生したとき。
- (3) わだちなどの路面状況が悪化したとき。または、気温の上昇に伴う融雪により路面状況が悪化したとき。

4 各除排雪指定路線の完了目標

- (1) 第1種指定路線：午前6時完了を目標に除雪を行う。
- (2) 第2種指定路線：午前7時完了を目標に除雪を行う。
- (3) 第3種指定路線：第1種指定路線及び第2種指定路線の除雪完了後、速やかに除雪を行う。
- (4) 歩道指定路線：通勤、通学を考慮し、午前7時完了を目標に除雪を行う。

5 除排雪要領

(1) 新雪除雪（車道）

ア 除雪実施基準に達した時には、各除雪担当業者の自主判断[※]及び、市の指示により出動する。

イ 作業は事前に報告した除雪車両を使用し、降雪を路肩又は路外に排雪する。特に初期降雪の際には次期降雪に備え、車道幅員を広く取るように作業する。

(別紙)

(2) 吹き溜まりの処理 (車道)

- ア 通行に支障となる吹き溜まりが発見された場合は、各除雪担当業者の自主判断*及び、市の指示により出動する。
- イ 吹き溜まりの原因は、周辺環境によるものが大きいと推測されるが、新雪除雪により路肩に除去された雪堤が原因となる事があるので、多発地帯においては必要に応じて降雪を路外に除去する等の対策をする。

(3) 路面整正除雪 (車道)

- ア 路面の凸凹やわだち掘れが進行した路線について、市の指示により出動する。
- イ 作業は基本的には対象路線の担当業者が実施する事とするが、市が担当業者の所有する機械では効果的な作業ができないと判断した場合等には、効果的な作業が可能な車両を有する他の委託業者に指示する場合もある。
- ウ 幹線道路の路面整正除雪は3.7m級のグレーダを基本とし、路面の平坦性を確保するとともに、気温上昇に伴う圧雪軟化が生じないようにする。

(4) 拡幅除雪 (車道)

- ア 沿道に民家が連なる事が無い路線で、路側の堆雪高さが1.2mを超えた場合等に次期降雪に備えて、市の指示により出動する。
- イ 作業はロータリ除雪車を基本とする。

(5) 歩道除雪

- ア 除雪実施基準に達した時には、各除雪担当業者の自主判断*及び、市の指示により出動する。
 - イ 作業は機械作業を基本とし、除雪機械の入事ができない狭小な歩道のみ人力作業で実施する。
- ※3 除雪実施基準の(1)及び(2)が該当となるが、出動前に市に報告することを原則とする。

6 その他

排雪については市の指示により実施しているが、除雪により次の状態になった時には市にその状況を報告すること。

- (1) 第1種指定路線においては、路側の堆雪高さが1.2メートルを越え、かつ片側の車道幅員が2.5メートルを確保できなくなったときおよび大型車両の相互通行に支障があるとき。
- (2) 第2種指定路線においては、車両(大型を除く)の相互通行に支障があるとき。
- (3) 第3種指定路線においては、車両(大型を除く)の通行に支障があるとき。
- (4) 片側2車線以上を有する路線においては、車線への堆雪により当該車線の大型車両通行に支障があるとき。
- (5) 交差点において、堆雪により視界が障害され、安全円滑な車両通行に支障があるとき。
- (6) 学校周辺において、堆雪により児童、生徒の安全な通行に支障があるとき。
- (7) 救急指定病院周辺において、堆雪により救急車両の通行に支障があるとき。
- (8) バス停留所において、堆雪によりバスの乗降に支障があるとき。
- (9) 路面状況が悪化し、堆雪量が膨大で除雪作業だけでは車両通行が確保できないとき。
- (10) 歩道のないバス路線や歩道が途中で切れている通学路において、堆雪により歩行者の安全な通行に支障があるとき。